

厚木市業務委託最低制限価格方式要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の発注する業務委託について、過度な低入札価格による業務の質の低下を防止することを目的として導入する最低制限価格方式について必要な事項を定めるものとする。

(対象業種)

第2条 最低制限価格方式は、次に掲げる業務に係る入札について適用する。

- (1) 設計金額 50 万円を超える工事に係る土木関係及び建築関係の建設コンサルタント業務
- (2) 設計金額 50 万円を超える市の施設に係る清掃、警備（機械警備業務を除く。）及び保守管理業務
- (3) 第1号に該当しない土木関係及び建築関係の建設コンサルタント業務で最低制限価格を設定するもの

(定義)

第3条 この要綱において、「算定対象の入札」とは、次の各号のいずれにも該当しない入札をいう。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 厚木市契約規則（平成 14 年厚木市規則第 33 号）第 13 条に該当し、無効とした入札
- (3) 予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額（以下「入札比較価格」という。）よりも高い金額でした入札
- (4) 入札比較価格に 100 分の 10 を乗じて得た額に満たない額で行った入札
- (5) その他入札ごとに定めた入札の無効に関する事項に該当し、無効とした入札

（第2条第1号に掲げる業務に係る最低制限価格の算定方法）

第4条 入札の公告又は指名競争入札による参加者の指名を行った第2条第1号に掲げる業務に係る最低制限価格は、入札比較価格に、次の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、同表右欄に掲げる設定割合を乗じ（その金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該最低制限価格から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額に 100 分の 99.51 から 100 分の 100.50 までの範囲内で無作為に抽出して得た数値を乗じ（その金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を最低制限価格とすることができる。

業務区分	設定割合
土木設計	100 分の 80
建築設計	100 分の 80
測量調査	100 分の 82
地質調査	100 分の 85
その他	100 分の 80

(第2条第2号に掲げる業務に係る最低制限価格の算定方法等)

第5条 入札の公告又は指名競争入札による参加者の指名を行った第2条第2号に掲げる業務(以下「第2条第2号業務」という。)に係る最低制限価格は、次に掲げる方法により算定するものとする。

(1) 算定対象の入札はその数を算定数とする。

(2) 算定数分の入札について、その平均額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を求め、その額に100分の90を乗じ(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額をその委託の入札における最低制限価格とする。

(3) 前2号の規定により算定した最低制限価格から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額が、入札比較価格に100分の50を乗じて得た額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に満たないとき、又は算定対象の入札の数が3に満たないときは、前2号の規定にかかわらず、入札比較価格に100分の50を乗じ(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を最低制限価格とする。

2 前項の規定により決定した最低制限価格は、その決定後に入札の無効があった場合においても変更しない。

3 第2条第2号業務に係る第3条第4号の規定の適用については、同号中「100分の10」とあるのは「100分の50」とする。

(第2条第3号に掲げる業務に係る最低制限価格の算定方法)

第6条 入札の公告又は指名競争入札による参加者の指名を行った第2条第3号に掲げる業務に係る最低制限価格は、入札比較価格に、次の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、同表右欄に掲げる設定割合を乗じ(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

業務区分	設定割合
土木設計	100分の80
建築設計	100分の80
測量調査	100分の82
地質調査	100分の85
その他	100分の80

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による計算方法により難い場合については、前条第1項及び第2項の規定による計算方法により、最低制限価格を算定することができる。この場合において、同条第1項第2号中「100分の90」とあるのは「100分の85」と、同項第3号中「100分の50」とあるのは「100分の10」とする。

(公表)

第7条 最低制限価格方式を適用しようとするときは、一般競争入札については、その入札の公告においてその旨を公表し、指名競争入札については、その旨を指名通知書に記載しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 厚木市業務委託変動型最低制限価格取扱要綱（平成 20 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告を行った業務について適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告及び指名競争入札による参加者の指名を行った業務について適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告及び指名競争入札による参加者の指名を行った業務について適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告及び指名競争入札による参加者の指名を行った業務について適用する。ただし、業務担当課が平成 24 年 4 月中に入札を執行する第 2 条第 2 号に掲げるものについては、この要綱を適用しない。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告及び指名競争入札による参加者の指名を行った業務について適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告及び指名競争入札による参加者の指名を行った業務について適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告及び指名競争入札による参加者の指名を行った業務について適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告及び指名競争入札による参加者の指名を行った業務について適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告及び指名競争入札による参加者の指名を行った業務について適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告及び指名競争入札による参加者の指名を行った業務について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告及び指名競争入札による参加者の指名を行った業務について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告及び指名競争入札による参加者の指名を行った業務について適用する。